

きらら園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	有限会社 LifeDream
所 在 地	さいたま市見沼区東大宮7-7-9
電 話 番 号	048-682-0120
代 表 者 氏 名	代表取締役 山田 幸生

2 施設の目的及び運営の方針

施 設 の 目 的	<p>きらら園は、児童福祉法の理念にもとづく児童福祉施設です。そして保護者の労働、又は病気などの様々な理由で家庭の保育が充分行届かない乳幼児を、保護者から日々委託を受けて保育するところです。保育とは、養護と教育が一体化した営みであり、そのことを通じて子供達の心身の諸能力を、健全で調和のとれた姿に育成することを目的としています。保育園は、地域の特性を生かし、子供達の個を大切にしながら、心身共に健やかに育つことを目的とします。</p>
運 営 方 針	<p>経営理念 信頼・安全 『もう一人のおかあさん、もうひとつの家族』 自分で課題を見つけて自ら学び、自ら考え、主体的に判断して行動し、より良く問題を解決する能力と、自らを律しつつ他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力。これを「生きる力」と表現しています。実生活での活動と行動で主体的に集団に適應できるような配慮と意欲的に関わられるような環境を構成し、一人ひとりの子ども達の活動を大切にしたいと考えています。</p>

3 提供する保育の内容

名 称	きらら園
所 在 地	さいたま市見沼区東大宮7-7-9
電 話 番 号	048-682-0120
認 可 年 月 日	平成29年4月1日
施 設 長 氏 名	山田 幸生
取扱う保育事業の種類	月極保育、障害児保育、延長保育事業

4 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	員 数	職 務 の 内 容
施設長	1人	保育園の運営、全般職員の指揮監督
主任	1人	保育士間の業務調整及び技術指導
保育士	7人	指導計画の作成および指導、児童の保育業務、保護者との連絡調整及び遊具の安全点検
栄養士 調理	2人 1名	園内における調理・食材の発注業務、栄養士として献立の作成

5 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日

開 所 日		月曜日から土曜日まで ※ 土曜日は、きらら西口園との共同保育となり、きらら西口園の児童との合同保育となります。
開所時間	標準時間	7時00分から18時00分まで 延長保育は18時00分から20時00分まで
	短時間	9時00分から17時00分まで 延長保育は、7時00分から9時00分まで 17時00分から20時00分まで
	土曜日	7時00分から18時00分まで
休 所 日	標準時間	日曜日・祝祭日及び12月29日から1月3日まで
	短時間	

6 土曜日の共同保育

土曜日は、近隣の保育施設等と連携し、1か所の保育施設で保育を行う「土曜日共同保育」を実施しています。土曜日については、連携している保育施設等の児童との合同保育となります。対象の保育施設等及び土曜日の保育を実施する場所については、以下のとおりです。

対象の保育施設等		保育を実施する場所	
保育所	当園	保育所	当園
認可保育所 きらら西口園	きらら園		

※ 開所時間や保育の提供時間は、変更ありません。

7 利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び金額

種類	理由・金額
保育料	保育料はお住まいの各自治体が決定します。
延長保育料	1時間当たり600円 1時間延長 3,500円 2時間延長 5,000円 *延長保育のご利用は満1歳からになります (希望者のみ。ご利用は、当日10時までの予約が必要となります)
実費徴収	<ul style="list-style-type: none"> • 帽子620円/帽子 UVガード 着脱式980円(どちらか選択) • 体操服上下 4,500円(購入自由) • 日本スポーツ振興センター共済掛金 年額210円 • 季節の行事(実費負担) ※詳細は、行事の前に文書でご連絡をします • 主食 月額500円(3歳以上) • 副食費 月額4,500円(3歳以上) • 補食代100円(19時以降の延長保育時の捕食代) *延長保育のご利用は満1歳からになります • おむつ代 1枚50円(家庭より持参した物で足りなかった場合使います。後日代わりの物をご持参頂いた場合、代金は頂きません)

8 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員	6人	7人	7人	10人	10人	10人	50人

9 施設の利用の開始及び終了に関する事項・利用に当たっての留意事項

事項	内容
慣らし保育について	初めて入園したお子さんが、新しい集団生活に慣れるまでには日数がかかります。お子さんの状態に応じた保育時間を設定しますのでご協力ください。
欠席する場合 又は登降園の時間が変わる場合	当日に欠席の連絡をする場合は、その日の登園予定時刻までに御連絡願います。又、登降園の時間が変わるときは、その都度連絡をして下さい。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、原則として随時の延長保育扱いとなります。お迎え予定時刻の1時間前までには御連絡願います。
送迎時の安全確認	送迎時の安全確認のために、登降園児記録表の記入をお願いします。
お迎えについて	送迎は保護者の方が責任を持っておこなってください。やむをえず代替りの人がお迎えに来るときは、前もって必ず連絡をしてください。

毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
病気について	持病があったり、保育をしていく上で注意しなければならないことがありましたら、必ずお知らせください。
体調について	前日、又は朝から具合の悪いときは、登園を見合わせていただくとともに、登園後発熱したり、激しい嘔吐、下痢、伝染性疾患の疑いのある場合は連絡をいたしますので、なるべく早く医師の診断を受けるようにしてください。
感染症について	麻疹（はしか）・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、別紙（感染症について）の出席停止期間を経過してから登園してください。また、登園の際には、意見書・登園届治癒報告書・治癒証明書を提出してください。※感染症一覧
発熱のある場合について	熱が37.5度以上ある場合は、登園を控えてください。
投薬について	医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行うことができます。必要がある場合は個別に御相談させていただきます。
持ち物について	別紙（用意していただく持ち物）の一覧をご確認下さい。おもちゃ、菓子等、必要な物以外はお持ちにならないでください。破損、損失の恐れがあります。破損、損失をした場合、当園では責任を取りかねますのでご了承ください。
嘱託医について	内科 医療機関 医療法人社団 眞秀会 ハートの森クリニック 担当医師 森本 幸秀先生 所在地 さいたま市見沼区東大宮2-35-3 電話 048-664-8828 歯科 医療機関 浜歯科医院 担当医師 浜 新児先生 所在地 さいたま市見沼区春岡3-21-6 電話 048-687-1425
緊急時における対応	消防署（救急）管轄消防署名 さいたま市見沼消防署東大宮出張所 所在地 さいたま市見沼区東大宮4-31-1 電話 048-651-9110 警察署 管轄警察署名 大宮東警察署 所在地 さいたま市見沼区風渡野35-1 電話 048-682-0110
利用の継続について	保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、当きらら園の利用終了となります。
写真撮影・販売について	施設内でのお子さまの様子を写真撮影し、保護者アプリにて配信、販売いたします。主にクラスごとの配信、販売となります。

動画の撮影・配信について	行事や施設内でのお子様の様子を動画で撮影し、保護者アプリや在園児限定（happy memory）にて配信します。セキュリティの観点から動画のダウンロードはできません。
ソーシャルメディアの利用にあたって	ソーシャルメディアを利用して情報を発信する際には、園内で撮影されたお子さん以外の園児や保護者の画像などを発信しないようにして下さい。

10 緊急時等における対応方法

- (1) 保育実施中に、容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承ください。

11 非常災害対策

消 防 計 画 作 成 (変 更) 届 出 書	見沼区見沼消防署 平成25年12月16日届出 防火管理者 氏名 山田 幸生
避 難 訓 練	火災及び地震を想定した避難訓練（月1回）を実施します。
防 災 設 備	火災警報器・粉末消火器・非常ベル・非常用電源・誘導灯・避難はしご・その他、カーテン、建具等の防災処理
避 難 場 所	第1避難場所・・・一本松公園 第2避難場所・・・さいたま市立島小学校
災害時における 臨時休園等について	感染症のまん延時や、自然災害発生時など平常時の保育を維持できない状態となった場合に、保育所の開所や臨時休園等で対応します。詳細は、別紙「災害時におけるさらら園の臨時休園等について」に基づきます。

12 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 設置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- (3) 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、毎年児童虐待対応研修に職員派遣、受講させています。

1.3 その他保育施設の運営に関する重要事項

事 項	内 容
年間行事予定	
月	行事内容
4月	お誕生会 身体測定 避難訓練
5月	歯科検診 お誕生会 身体測定 避難訓練
6月	お誕生会 保育参観 保護者会 給食試食会 健康診断 身体測定 避難訓練
7月	プール開き セタ お誕生会 身体測定 避難訓練
8月	お誕生会 身体測定 避難訓練
9月	お誕生会 身体測定 避難訓練 引取訓練
10月	ハロウィン お誕生会 身体測定 避難訓練
11月	消防参加型避難訓練(体験) お誕生会 身体測定 避難訓練 お芋ほり(3歳児以上)※芋の発育状況で時期変更有
12月	クリスマス会 お誕生会 身体測定 避難訓練
1月	お誕生会 身体測定 避難訓練
2月	節分祭 お誕生会 身体測定 避難訓練
3月	入園進級卒園式 健康診断 お誕生会 身体測定 避難訓練
※親子遠足 運動会 生活発表会 会場の都合により後日、日程はお知らせします。※個別面談(随時)	
主な一日のスケジュール	
午前	9:00 朝の会 補食(普通食の0歳~2歳)
	主活動(戸外遊び、製作、外部講師による活動)
	11:00 昼 食
午後	12:00 午 睡
	15:00 おやつ
	16:00 帰りの会 *乳児は、保護者の方とご相談しながら個別の生活リズムに対応して いきます。
主なお散歩のコース	屋外遊戯場の代替に、近隣にある一本松公園、登戸公園、東大宮中央公園などにお散歩に行きます。
昼食・おやつ	毎日、自園調理し児童に提供します。 保護者の方へは、月末ごろに翌月の献立表をコドモンで配信。
アレルギー等への対応	使用する食材の中でアレルギーなどの理由で食べられないものがありましたら、事前に御連絡ください。御相談の上、除去するなどの対応をとります。※さいたま市で所定の書式あり。 (例)卵・牛乳・そば、魚介類(えび・かに)など
衛生管理等	保育室やトイレの床、テーブル等はレドックスターやピューラックスを使用し毎日拭きあげています。又、食事の前の手洗い、アルコール消毒、玩具の消毒等、感染症対策にも配慮しております。 調乳・食事介助を行なう保育従事職員は、毎月検便を行っています。

健康診断等について	<p>健康診断 毎年2回、嘱託医が検診をします。検診の結果は、保護者に通知し、園児台帳に記録します。</p> <p>身体測定 毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、保護者に通知し、園児台帳に記録します。</p>
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、併せて利用者アンケートを年1回行い、サービス内容の向上に努めています。
職員への研修の実施状況	階層に合わせた研修を随時受講しています。
損害賠償保険への加入 (保険の種類)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設所有(管理)者賠償責任保険 1事故 3億 1名につき 3000万 ・生産物賠償責任保険 1事故 3億 1名につき 3000万 <p>日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」加入(制度について別紙資料あり)</p>
保育内容に関する 相談・苦情窓口	<p>きらら園 相談・苦情担当 相談・苦情受付担当者 山田 幸生(役職 施設長) 電話 048(682)0120</p> <p>相談・苦情受付担当者 山田 真弓(役職 きらら西口施設長) 電話 048(788)2856</p> <p>第三者委員 さいたま市民生委員児童委員協議会 地域担当 鈴木 晶子(民生委員) 電話 048(829)1253 第三者委員 山田 春実(元警察官) 電話 048(554)6664 受付方法 面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。</p>
保護者会について	年に1回、開催予定です。保育所からは行事やできごと、運営委員会の内容等に関することについてお知らせします。また、保護者の御意見もいただく場としています。
運営委員会について	年に2回、開催予定です。保護者、外部委員及び事業者がさまざまな内容について意見を交換し、利用者の立場に立った良質な保育を行うために開催するものです。
個人情報の取扱	<p>有限会社 Life Dream 及び有限会社 Life Dream の運営するきらら園は、利用者皆様の個人情報の重要性を認識し大切に扱うとともに、よりよい保育サービスを提供させていただくため、責任を持って利用者皆様の個人情報を保護いたします。</p> <p>※ 有限会社 Life Dream 及びきらら園 個人情報取扱指針に準ずる</p>

独立行政法人 日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」について

日頃、きらら園にご協力いただきましてありがとうございます。きらら園での生活がお子さまにとって安全で楽しいものとなりますよう、職員一同力を合わせて見守っていきたいと思います。

さて、重要事項説明書にも記載しておりました独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」ですが、万が一の災害に備え、下記内容をご理解して頂いた上、加入契約の手続きを行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

制度について

制度の名称は独立行政法人日本スポーツ振興センターと称し、保育所等の管理下で児童の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生した時に、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う、国・施設の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度です。加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童の名簿を提出することになっています。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取り扱いには十分留意いたしますので、ご了承下さい。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「センター法」といいます。）またはこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。

1. 給付の種類と内容（災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第3条によります）

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分）。
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの ・給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾患 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷及び疾病が治った後に残った傷害	障害見舞金 3,770万円～82万円（通学中の災害は半額）
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円（通学中の災害は1,400万円）
	突然死	運動などの行為に起因する突然死 死亡見舞金 2,800万円（通学中の災害は半額） 運動などの行為と関連のない突然死 死亡見舞金 1,400万円（通学中の災害も同額）

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 授業中（保育所における保育中を含む。）
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導中
- ③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- ④ 通常の経路及び方法による通学（園）中
- ⑤ 寄宿舍にあるとき 等

2.給付基準

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われま
す。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時
効によって消滅します。
- ③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による補償や給付（例えば、地方公共団体の条
例等による乳幼児医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度）等を受けたときは、
その価格の限度において、給付を行いません。
- ④ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所の児童生
徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ⑤ 高等学校の生徒及び高等専門学校が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負
傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給
付を行いません。
- ⑥ 高等学校の生徒及び高等専門学校が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にか
かり又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場
合があります。

*これはセンターの災害共済給付制度の概要を記載したものです。

3.共済掛金（年額）

保護者負担額 210円 ・ (有)Life Dream 負担額 140円 *負担金額は年額です。

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項
の説明を行いました。

同意書

内容をご確認の上、下記の「同意書」の提出をお願いいたします。災害共済給付契約は、園の方で加入手続きをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1. 私は、書面に基づいてきらら園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意いたしました。
2. (有)Life Dream が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在園する間、下記児童が加入することに同意します。

年 月 日

保護者住所 _____

児童氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

児童から見た続柄 _____